## 第9章 共同利用施設

○弓削商船高等専門学校情報処理教育センター利用規則

制 定 平成9年3月17日 最終改正 平成19年1月18日

(目的)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則第8条の規定に基づき、情報処理教育センター(以下「センター」という。)の利用について、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

- 第2条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。
  - 一 弓削商船高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員
  - 二 本校の学生
  - 三 その他情報処理教育センター長(以下「センター長」という。)の許可を受け た者

(利用の手続き)

第3条 センターを利用しようとする者は、電子計算機利用申込書(別記様式)に所要事項を記入のうえ、センター長に提出し、その許可を得なければならない。

(機器の操作)

- 第4条 機器を操作することができる者は、次に掲げる者とする。
  - 一 本校の教職員で、センター長が認めた者
  - 二 本校の学生。ただし、前号に規定する者の指導のもとで行わなければならない。 (利用の方法)
- 第5条 センターを利用する者は、別に定める「センター利用の手引」を遵守しなければならない。

(利用の制限)

- 第6条 センター長は、次の各号の一に該当する場合は、利用の許可を取消し又は使用を中止させることがある。
  - 一 利用内容が、センターの目的に反するとき。
  - 二 センターを利用する者が、この規則に違反し、センターの管理運営に支障を生じさせ又は生じさせるおそれのあるとき。
  - 三 その他センターを利用することが不適当と認めたとき。

(利用の時間)

第7条 センターの開館は、月曜日から金曜日(祝日法による休日及び年末年始における休日を除く。)までとし、利用時間は8時30分から17時までとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、センター長の許可を得て利用することができる。

(利用の経費)

- 第8条 センターの利用にかかる経費については別に定める。 附 則
- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 弓削商船高等専門学校電子計算機室利用規則は廃止する。附 則
  - この規則は、平成12年3月2日から施行する。 附 則
  - この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 電子計算機利用申込書

												種	; ;	別
氏			名										教	員
利	用。	年 月	日			年		月	日				学	生
入			室					時	分				教耶	<b></b>
退			室					時	分				その	の他
<i>T</i> .1		<b>⊢</b>		授	業		卒	研		課		題		
利	用	区	分	教員	研究		事系	务関係		そ	の	他		
利	用	方	法			UN	ΙX		WIN	1 D (	ΟW	S		